

# えぐちーず

(部内資料)

連絡先 日本共産党区議団控室 世田谷区世田谷 4-21-27 区役所第2庁舎内

Tel 5432-2791 fax 3412-7480

メール eguchi@jcp-setagaya.jp



フェイスブックしています

ホームページ <http://egucheese.net/link>

2016年6月28日

区議会第2回定例会は、6月22日で閉会しました。  
前号に引き続き、江口区議の一般質問の概要をご報告します



## 環八 千歳台交差点に 横断歩道設置を!

●千歳台交差点には  
老朽化した歩道橋・自転車専用レーン  
しかなく、環八を渡るのが不便!

横断歩道設置要望は、区議会でも繰り返し  
取り上げられ、地元の強い要望となっています。

●地元の住民の方々で作る  
「横断歩道設置をめざす会」が  
署名・区・警察等への要望行動を行う

この間、交差点周辺の住民の皆さんで作る「環八千歳台交差点に横断歩道設置を  
めざす会」が区・成城警察・区議会への要請行動を行いました。

会の方からは、署名は団体署名・・・17団体が署名（希望が丘団地高齢者クラブ  
「望みの会」、千歳清掃工場、東京中央農協千歳支店等々）、  
個人署名・・・1,349筆集まり、また上北沢まちづくりセンター管内の5町会・自治会で  
署名が回覧板で回された、とお話を伺いました。

●江口質問・・・区は横断歩道設置を都や警察に強く要望せよ!

Q、江口「先日、会の方々は同主旨で副区長と成城警察に要請をしたと聞きました。  
区は、地元特に高齢者・障がい者・子育て世代の「38段もある歩道橋を渡るのが大変。」  
等の声をどのように受け止めたのか。今後どのように都や警察との協議を進めていくのか。

A、板垣副区長

「先般、千歳台交差点周辺の17団体を含む住民の方々からの『環八・千歳台交差点に  
横断歩道の設置を求める請願書名』を受け取り、改めて地元の皆様の関心の高さ、  
要望の強さを感じ取ったところでございます。こうしたことを踏まえ、区といたしましては、  
…千歳台交差点への横断歩道設置を含めた交差点のバリアフリー化について、  
より一層粘り強く東京都や警視庁に働きかけてまいります。」（質問・答弁は要旨です）



↑千歳台交差点での会の署名行動の様子

# 外環道の 24時間365日工事について

## ●いま、大蔵5丁目の現地では

地上部でシールドマシンの組み立て工事等が行われ、巨大クレーンがそびえ立ち、野川両岸が工事用の鉄板で覆われ等大きな工事が行われています。(右写真参照。)



## ●住民説明会で事業者から 「24時間365日、工事を行う」

昨年6、7、8月、地域住民と対象の町会対象に前述した工事に関する説明会が行われ、私も参加しました。

ネクスコなど事業者の説明は、「シールドマシンは24時間稼働し、現地から練馬方面に2台同時に掘進する。最大で8千リューベの土砂が排出されるため、地上部の野川沿いに高さ18m、長さ約155m～約210mに及ぶ防音ハウスを両岸に作る。その中で常設の6台の油圧ショベルが10トントラックに土砂を運び入れ、東名高速へ搬出する。最大で1日5千台のトラックが往来するだろう。これを24時間365日行う。防音ハウスの契約は平成31年となっており、工事は数年続く。」というものでした。地元からは、夜間・日祝日工事の中止はやめてもらいたい等の声が聞かれています。

**江口 Q①**「地元住民にとって24時間365日の工事が数年にわたり行われることの被害・影響はあまりにも大きい。区は地元自治体として、地域住民の福祉や暮らしを守る立場で、国に意思表示をするべき。区長の認識は。」

**板垣副区長 A①**「大深度地下を活用した日本最大級のトンネル工事でもあり…地域への影響がより少なくなるよう現在も要請している…。区は…区民の生活を守る立場から工事により懸念される生活環境について十分配慮するよう…事業者へ求めていくとともに、地域住民の方々に対し丁寧な対応に努めるよう働きかけてまいります。」

**江口 Q②**「当該地域は第1種住宅専用地域です。事業者は24時間365日の工事を行うと説明しているが、現在の法律・基準において、それは可能なのか。」

**菊池環境総合対策室長 A②**「都条例では騒音80デシベル、振動70db,作業時間が午前7時から午後7時の10時間以内、日曜・祝日以外の日の作業規定が定められている」

**再質問 江口 Q**「答弁にあったように、都条例では、この工事は午前7時から午後7時まで、つまり夜間工事はできない、そして日曜・祝日の工事はできないとなっている。今年に入ってから、事業者は、24時間365日の工事を行いたい旨、区に打診したと聞く。区はその際どのように回答したのか。」

**菊池環境総合対策室長 A**「(当該工事は)掘削機を使用することから、都条例での対象となり、時間と曜日の点で勧告基準に該当すること。本条例は基準を超え、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる倍場合に勧告できるという規定であり、この基準は禁止事項でなく発動要件であることなど説明しております。」